



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
6月27日
第626号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、高島) 1
 - 土地改良区役員退任公告(高島) 3
- 公安委員会規則
 - ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 3
- 正誤
 - ※令和7年3月31日付け号外②滋賀県規則第35号中..... 18

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、上龍華土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月27日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	西村和典	大津市伊香立上龍華町527番地
〃	西村重彦	同 所509番地
〃	上田雄亮	同 市伊香立下龍華町352番地
〃	中川博之	同 市伊香立上龍華町547番地
〃	山田隆	同 所391番地
〃	榎孝志	同 市伊香立下龍華町305番地
〃	榎康子	同 市伊香立上龍華町987番地の2
〃	山口英雄	同 市伊香立下龍華町551番地
監事	山本稔	同 市伊香立上龍華町502番地
〃	田中均	同 所501番地
〃	山田延隆	同 所528番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	西村和典	大津市伊香立上龍華町527番地
〃	西村重彦	同 所509番地
〃	上田雄亮	同 市伊香立下龍華町352番地
〃	中川博之	同 市伊香立上龍華町547番地
〃	山田隆	同 所391番地
〃	榎孝志	同 市伊香立下龍華町305番地
〃	榎康子	同 市伊香立上龍華町987番地の2
〃	山口英雄	同 市伊香立下龍華町551番地
監事	山本稔	同 市伊香立上龍華町502番地
〃	田中均	同 所501番地

”	山田延隆	同	所528番地
---	------	---	--------

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、北山田畑地土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月27日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	田 淵 竹 男	草津市北山田町863番地
”	中 島 圭 一	同 所920番地 1
”	宇 野 初 美	同 所729番地
”	木 村 耕 輔	同 所805番地 1
”	池 田 茂 光	同 所797番地 2
”	中 島 嗣 則	同 所859番地 1
”	横 江 萬 里 子	同 所921番地 3
”	中 島 優	同 所850番地
”	堀 田 豊 嘉	同 市下笠町1433番地
監 事	藤 田 広 幸	同 市北山田町100番地
”	横 江 英 彦	同 所979番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	中 島 明 彦	草津市北山田町860番地
”	田 淵 信 寿	同 所2737番地 4
”	横 江 寿	同 所645番地 1
”	木 内 康 博	同 所586番地 5
”	池 田 正 成	同 所817番地
”	横 江 岳 二	同 所849番地 1
”	宇 野 哲 夫	同 所1282番地 3
”	中 島 三 十 八	同 所2609番地 2
”	安 藤 隆 文	同 市上笠三丁目25番27号
監 事	横 井 俊 司	同 市下笠町1656番地
”	木 内 卓 也	同 市北山田町2625番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、今津東部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月27日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
監 事	松 本 正 一	高島市今津町日置前497番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
監 事	櫻 田 祐 一	高島市今津町日置前625番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、今津町三谷土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月27日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	古 谷 権 一	高島市今津町日置前3336番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	古 谷 正 勝	高島市今津町日置前3267番地 1

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、梅原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年6月27日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	森 本 治	高島市今津町梅原328番地

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第16号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「および第3項」を削り、「交付および再交付」を「交付の申請、同条第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付」に、「施行規則」を「および施行規則」に、「の交付の申請」を「の交付の申請、同条第6項の規定による交通規制除外標章の再交付の申請および同条第7項の規定による交通規制除外標章の記載事項変更の届出」に改める。

第7条第1項第3号中キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 保健師、看護師もしくは准看護師が医師の指示を受け、緊急の訪問を行うために通行する車両または助産師が緊急の訪問を行うために通行する車両

第7条第1項第4号を次のように改める。

(4) 駐車禁止の交通規制の対象から除く車両

ア 次に掲げる車両で、駐車禁止の場所にやむを得ず駐車しなければならない理由があり、かつ、公安委員会が交付する別記様式第2号の標章を掲出しているもの

(ア) 道路、電気、電話、上下水道、ガス、鉄道その他の公益事業に係る緊急の工事または作業を行うために使用中の車両

(イ) 医師、歯科医師または柔道整復師が緊急の往診、応急の手当等を行うために使用中の車両

(ロ) 保健師、看護師もしくは准看護師が医師の指示を受け、緊急の訪問を行うために使用中の車両または助産師が緊急の訪問を行うために使用中の車両

(ハ) 患者輸送車、車いす移動車その他の専ら歩行困難な者を輸送するための車両で、当該輸送に使用中のもの

(ニ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の患者の輸送、発生の予防またはまん延の防止のための活動に使用中の車両

(ホ) 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全の確認もしくは一時保護の措置または立入調査等を行う場合で、当該職務の緊急の執行のために使用中の車両

(ヘ) 専ら郵便法に規定する郵便物の集配に使用中の車両

(ヘ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両

- (ケ) 裁判所の執行官が強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため現に使用中の車両
- (ク) 信号機、道路標識等の設置または維持管理のために使用中の車両
- (ク) 放置車両確認機関が放置車両の確認および標章の取付けのために使用中の車両

イ 次に掲げる者が現に使用中の車両であつて、駐車禁止の場所にやむを得ず駐車しなければならない理由があり、かつ、公安委員会が交付する別記様式第2号の2の標章(カ)にあつては、別記様式第2号の3の標章(いずれも他の都道府県公安委員会の交付に係る同種の標章を含む。))を掲出しているもの(カ)にあつては、昼間(日出時から日没時までの時間をいう。)に限る。)

- (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の当該中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定める障害の級別に該当する障害を有するもの
- (イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの
- (ロ) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発第725号)第3・1(3)に定める重度の障害を有するもの
- (ハ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (ニ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく医療費支給認定(色素性乾皮症に係るものに限る。)を受けた者
- (ホ) (ア)から(ハ)までに規定する障害と同等の障害を有し、歩行が困難と公安委員会が認める者

第7条第2項中「第4号」を「第4号アもしくはイ」に、「または別記様式第4号の標章再交付申請書により」を「の申請書」に改め、同条第3項および第4項を次のように改める。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面またはその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第3号または第4号アに規定する標章

ア 当該車両に係る自動車検査証または自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第4号イに規定する標章

ア 標章の交付を受けようとする者が、同号イ(ア)から(ハ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

4 第1項第3号に規定する標章の交付を受けた者が車両通行禁止区間を通行する場合または同項第4号アもしくはイに規定する標章の交付を受けた者が駐車禁止の場所において駐車する場合は、車両の前面の見やすい箇所に標章を掲出しなければならない。

第7条第4項の次に次の5項を加える。

5 第1項第3号または第4号アもしくはイに規定する標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(2) 当該標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 当該標章を他人に譲渡し、または貸与しないこと(第1項第4号イに規定する標章の交付を受けた者が、現に他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

6 第1項第3号または第4号アもしくはイに規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、または破損したときは、別記様式第4号の申請書に当該標章を添えて標章の再交付を申請することができる。ただし、当該標章を亡失し、または滅失した場合にあつては、当該標章を添付することを要しない。

7 第1項第3号または第4号アもしくはイに規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第4号の2の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に届け出なければならない。

8 公安委員会は、第1項第3号または第4号アもしくはイに規定する標章の交付を受けた者が第5項各号の規定のいずれかに違反したと認めるときは、当該標章の返納を命ずることができる。

9 第1項第3号または第4号アもしくはイに規定する標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第8条第2項および第3項を削る。

第9条第1項中「または第49条の5」を削り、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、「の申請書」の右に「2通」を加え、同条第4項中「第2項の」を「第3項の規定による」に、「前項本文の規定により交付された許可証」を「前項の駐車許可証」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項の許可」を「警察署長は、第3項の規定による許可をしたとき」に、「別記様式第7号の許可証を交付して行う」を「別記様式第5号の駐車許可証を交付する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「前項」を「第1項の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めるときは、一部または全部を省略することができる。

- (1) 許可を受けようとする駐車場所およびその周辺の見取図(建物または施設の名称、道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場所を明示したもの)
- (2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類
- (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項が記載された書面

5 警察署長は、第3項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

第9条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

第9条に次の4項を加える。

8 第6項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、または破損したときは、別記様式第6号の申請書に当該駐車許可証を添えて駐車許可証の再交付を申請することができる。ただし、当該駐車許可証を亡失し、または滅失した場合にあつては、当該駐車許可証を添付することを要しない。

9 第6項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第7号の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに警察署長に届け出なければならない。

10 警察署長は、第6項の駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定による許可条件に違反したとき、または特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

11 第6項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証(第3号の場合にあつては、発見し、または回復した当該駐車許可証)を廃棄しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において、亡失した駐車許可証を発見し、または回復したとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。

第14条第9号中「(昭和26年法律第185号)」を削る。

別記様式第1号から別記様式第3号までの様式を次のように改める。

別記

様式第1号(第7条関係)

番号 _____

通行禁止除外指定車

番号標に表示
されている番号除外する区域
現に使用中の用務 または道路の区間

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

滋賀県公安委員会 印

- 備考1 「通行禁止除外指定車」の文字の色は赤色、縁線の色は黄色、その他は黒色とする。
- 2 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

様式第1号の裏面

注意事項

- この標章は、表面記載の用務以外には使用しないこと。
- この標章は、表面記載の車両以外の車両には使用しないこと。
- この標章により通行ができる通行禁止の区域または道路の区間は、表記の区域または道路の区間に限るものとし、当該区域または道路の区間を通行するときは、この標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- この標章を不正に使用した場合には、公安委員会から返納を命ぜられることがある。
- 次のいずれかの場合には、速やかに、この標章(③の場合は、発見し、または回復した標章)を、住所(所在地)を管轄する警察署を経由して公安委員会に返納すること。
 - 標章の有効期限が経過したとき。
 - 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
 - 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
 - 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

〔被交付者〕

住所

氏名

様式第2号(第7条関係)

番号 _____

駐車禁止除外指定車

番号標に表示
されている番号

現に使用中の用務 _____ 主たる駐車区域 _____

有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
_____ 年 _____ 月 _____ 日

滋賀県公安委員会 印

- 備考1 「駐車禁止除外指定車」の文字は赤色、その他は青色とする。
- 2 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

様式第2号の裏面

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。
- この標章は、表面記載の用務以外には使用しないこと。
- この標章は、表面記載の車両以外の車両には使用しないこと。
- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- この標章を不正に使用した場合には、公安委員会から返納を命ぜられることがある。
- 次のいずれかの場合には、速やかに、この標章(③の場合は、発見し、または回復した標章)を、住所(所在地)を管轄する警察署を経由して公安委員会に返納すること。
 - 標章の有効期限が経過したとき。
 - 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
 - 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
 - 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

[被交付者]

住所

氏名

様式第2号の2(第7条関係)

番号 _____

駐車禁止除外指定車

(歩行困難者使用中)

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日

滋賀県公安委員会



備考1 用紙の地の色彩は地紋入りの灰色とし、文字の色は黒色とする。

2 「歩行困難者使用中」の表示部分については、被交付者が特に希望する場合は、「〇〇(身体障害の部位または内容)障害者使用中」または「身体障害者使用中」とすることができる。

3 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

様式第2号の2の裏面

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。
- この標章は、他人に譲渡し、または貸与しないこと。
- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- この標章を不正に使用した場合には、公安委員会から返納を命ぜられることがある。
- 次のいずれかの場合には、速やかに、この標章(③の場合は、発見し、または回復した標章)を、住所(所在地)を管轄する警察署を経由して公安委員会に返納すること。
 - 標章の有効期限が経過したとき。
 - 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
 - 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

〔被交付者〕

住所

氏名

様式第2号の3(第7条関係)

番号 _____

駐車禁止除外指定車

(紫外線要保護者使用中)

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

昼間(日出から日没まで)に限る。

年 月 日

滋賀県公安委員会 

備考1 用紙の地の色彩は地紋入りの灰色とし、文字の色は黒色とする。

2 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

様式第2号の3の裏面

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。
- 2 この標章は、他人に譲渡し、または貸与しないこと。
- 3 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 4 警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- 5 この標章を不正に使用した場合には、公安委員会から返納を命ぜられることがある。
- 6 次のいずれかの場合には、速やかに、この標章(3の場合は、発見し、または回復した標章)を、住所(所在地)を管轄する警察署を経由して公安委員会に返納すること。
 - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

[被交付者]

住所

氏名

様式第3号(第7条関係)

除外標章交付申請書	
滋賀県公安委員会 殿	
年 月 日	
住所(所在地)	
ふりがな	
氏名(名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号および別記様式第4号の2を削り、別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号(第7条関係)

除外標章再交付申請書	
滋賀県公安委員会 殿	
年 月 日	
住所(所在地)	
ふりがな	
氏名(名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号の2 (第7条関係)

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
滋賀県公安委員会 殿	
住所(所在地)	
ふりがな	
氏名(名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号および別記様式第6号を削り、別記様式第4号の2の次に次の3様式を加える。

様式第5号(第9条関係)

<p>駐車許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名(名称)</p> <p style="text-align: center;">電話</p>			
番号標に表示されている番号			
許可を受けようとする日時期間			
許可を受けようとする場所			
許可を受けようとする理由			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">駐 車 許 可 証</p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">警 察 署 長 印</p>		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号(第9条関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号(第9条関係)

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

正

誤

令和7年3月31日付け号外(2)滋賀県規則第35号中

ページ	行	誤	正
34	28	建築物エネルギー消費性能の認定	建築物のエネルギー消費性能の認定